

浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れに係る再発防止について

2014年12月24日

当社は、2010年12月に確認した浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れを踏まえ、高圧ガス保安法を含めた法令に基づく手続き漏れに係る再発防止策をとりまとめ、それらの対策を実施するとともに、更なる改善に努めてきました。このたび、これらの再発防止策についてその有効性を確認できたことから、本日、指示文書^{※1}に基づき、静岡県へ報告書を提出したため、お知らせします。

今後も、浜岡原子力発電所における法令に基づく手続き漏れを防止するため、他部門の事例も収集し、必要に応じて再発防止策の見直しをおこなうなど、継続的な改善を図っていきます。

<高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れに係る経緯について>

当社火力発電所において高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れがあったことを踏まえ、浜岡原子力発電所において同様の事案の有無について調査をおこなった結果、一部の設備において手続き漏れがあることを確認しました(2010年12月27日 お知らせ済み)。

本件に関し、2010年12月24日に静岡県から、当社が静岡県内に設置している高圧ガス施設について、同法の遵守状況を報告するよう指示を受けました。当社は、そのうち、浜岡原子力発電所における同法の遵守状況調査結果、是正措置(早急を実施する措置)および再発防止策をとりまとめ、静岡県へ報告をおこないました(2011年1月7日 お知らせ済み)。

また、2011年1月21日に静岡県より指示文書^{※1}が発出され、同法を遵守するため、社内審査体制を強化するなど、再発防止を図るとともに、その結果を報告することが求められました。

2011年9月29日に、当社は同法を含めた法令に基づく手続き漏れに係る再発防止策をとりまとめました(2011年9月29日 お知らせ済み)。その後、策定した再発防止策の実施状況について適宜静岡県へ説明をおこない、更なる改善に努めるとともに、これらの再発防止策についてその有効性の確認をおこなってきました。

主な報告内容

1 高圧ガス保安法を含めた法令に基づく手続きに係る課題

高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れに対する是正措置として、同法に基づく手続きに係る社内ルールを改善しました。さらに、高圧ガス保安法を含めた法令に基づく手続きについても確実に実施し、法令を遵守するため、以下のとおり、法令に基づく手続きに係る課題を整理しました。

(1) 審査体制の課題

高圧ガス保安法の適用を受ける施設以外の工事については、工事計画部署がおこなっている法令に基づく手続き要否の判断が間違っていた場合に訂正される仕組みがありませんでした。

(2) 法令に基づく手続きに関する知識不足

高圧ガス保安法および一部の法令^{※2}に基づく手続きに関する知識が十分でなく、工事計画部署が間違った判断をするおそれがありました。

(3) 知識・経験の共有不足

工事計画部署は必要に応じて監督官庁へ相談していましたが、相談した結果が共有および蓄積されていませんでした。また、その結果を共有・蓄積する仕組みがありませんでした。

(4) 確認対象とする法令に関する課題

是正措置として、高圧ガス保安法の適用を受ける施設の小修理、点検工事については、チェックシートを用いて同法に基づく手続きの要否の判断をおこなうこととしました。しかし、それ以外の法令の適用を受ける施設の小修理、点検工事は、チェックシートを用いた法令に基づく手続き要否の確認をおこなう対象としていませんでした。

(5) 提出計画管理表^{※3}の課題

提出計画管理表は紙の台帳で管理しており、手続きを失念するおそれがありました。

2 高圧ガス保安法を含めた法令に基づく手続き漏れの再発防止策

高圧ガス保安法を含めた法令に基づく手続きについて整理した課題を踏まえ、今後、法令に基づく手続き漏れを起こさないよう、以下のとおり再発防止策をとりまとめ、現在実施しています。

(1) 審査体制の強化

浜岡原子力発電所の品質保証活動の総括に関する業務をおこなう部署に、法令の知識と工事に関する十分な経験を有しているもので構成される法令に関する専門チーム(以下、「専門チーム」という。)を設置し、浜岡原子力発電所で実施する法令に基づく手続きに関する情報を集約するとともに、専門チームが工事計画部署による法令に基づく手続きの要否の判断結果を確認することで、工事計画部署が間違った判断をした場合に訂正できる仕組みとし、法令に基づく手続きの審査体制を強化しました。

(2) 法令教育の実施

専門チームが手続き要否の判断の見直しをおこなった実例などをもとに教育をおこない、工事計画部署の法令に関する知識の向上を図ることとしました。

(3) 知識・経験の共有化

- ①法令相談に関する窓口となる専門チームを設置し、工事計画部署からの法令の解釈に関する相談に対して、専門チームが助言をおこなうこととしました。
- ②専門チームが確認した法令に基づく手続き要否の判断結果や監督官庁への相談結果について、データベースへ蓄積し発電所内へ公開することで、すべての工事計画部署の知識や経験を共有する仕組みを構築しました。

(4) 社内規程類の改善

小修理、点検工事についても、高圧ガス保安法に加え、関係するすべての法令について、チェックシートを用いた法令に基づく手続きの要否の判断をおこなうよう、社内規程類の改正をおこないました。

(5) 提出計画管理表^{※3}の計算機システム化

提出計画管理表を計算機システム化し、提出期限前に関係者へ提出期限が近付いていることを電子メールで通知することとしました。

3 第三者による再発防止策の実施状況の確認

再発防止策の実施状況について、第三者(社内の独立した組織および高圧ガス保安協会)による確認を受け、第三者から得た助言を踏まえ改善をおこないました。また、第三者からは、「再発防止策が適切に実施され、定着している」との評価を受けました。

4 再発防止策の有効性評価

法令に基づく手続き要否について、専門チームが法令に基づく手続きの要否を確認することで、工事計画部署が誤った判断をした場合には、その判断を訂正することができおり、チェック機能が有効に機能していることを確認しました。また、これまで専門チームの確認を経た工事については、監督官庁等の立入検査や社内の独立した組織による確認において、法令に基づく手続き漏れは確認されておらず、専門チームが手続き漏れの防止に関して有効に機能しているとともに、専門チームにより法令に基づく手続き要否を見直す件名も減少傾向にあり、工事計画部署の知識の向上、法令に基づく手続きの要否判断プロセスの向上が見られることから、再発防止策が有効であることを確認しました。

添付資料：高圧ガス保安法を含めた法令手続きの改善の概要

- ※1 指示文書は、「高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス施設における許可、届出等の遵守について(指示)」(危消防第960号)を指します。
- ※2 消防法、河川法、火薬類取締法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、大気汚染防止法、建築基準法等を指します。
- ※3 法令に基づく官公庁等への提出文書について、各課・グループごとに管理表へ登録し、執行状況を管理することにより、法令等の手続き漏れを防止するためのツールです。

以上

高圧ガス保安法を含めた法令手続きの改善の概要

項目		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
静岡県への対応	手続き漏れに係る静岡県への報告		▼▼				
	静岡県からの指示文書発出		▼				
	再発防止策に係る報告			▼中間報告	▼実施状況の説明	報告書案提出▼ (静岡県による審査)	
改善内容	(1) 審査体制の強化		■				
	(2) 法令教育の実施		▼	▼		■	
	(3) 知識・経験の共有化	① 法令相談窓口設置		■			
		② 手続き要否判断のデータベース化		■			
	(4) 社内規程類の改善		▼	▼	▼		新手引制定▼
	(5) 提出計画管理表のシステム化				試行運用開始▼	▼本格運用開始	■
	第三者による確認	社内の独立した組織			▼	▼	
		高圧ガス保安協会			▼		
	有効性評価		■				